香川県（高松市）屋外広告物条例に基づく

屋外広告業の登録等について

水道管の布設工事には区画線や文字入りの弁蓋等を含む場合が多くありますが、これらの区画線等は屋外広告物条例で規定する屋外広告物に該当します。

事業者が屋外広告物を含む工事を請け負う場合は、屋外広告業の登録を受けなければなりませんのでご留意ください。

【屋外広告業の登録の手続き】

屋外広告業の登録は、香川県内（高松市を除く）の工事は香川県知事、高松市内の工事は高松市長の登録を受けなければなりません。

詳しくは、香川県又は高松市のホームページでご確認ください。

香川県のホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/toshikei/okugai/okugai_5.htm>

高松市のホームページ

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/toshikeikaku/okugai/koukoku/okugai_toroku.html>

登録に必要な業務主任者になる要件にある屋外広告物講習会は、令和元年度の香川県内においては、高松市主催で開催の予定です。

香川県広域水道企業団　本部　工務課、財産契約課